

一從諸國松前渡海之輩對夷人商賣堅禁止之事

一無子細而松前令渡海賣買候者有之候は、急度可致注進事

附蝦夷之人義雖往來何處可爲其心次第事

一對蝦夷人非分之義不可申掛事

右之條々可相守之若於違犯之族者任當家代々先例之旨速可處嚴科者也

寛文四年

〔東遊雜記^{十三}〕扱松前に上りしに、案外なる事にて、其屋宅のきれいな事都めきし所にて、左右の町屋表をひらき、床に花をいけ、金銀の屏風を立、毛氈を敷ならべ、御巡見使御馳走の體と見へ、貴賤の男女千體佛の如く、扱拜見に出し、風俗容體衣服に至る迄も、上方筋の人物に少しもおとらぬ、秋田津輕の邊鄙の惡所をもすぎ、僅かなる海里を渡りて、かゝる上々國の風俗あらんとは、風聞にても聞ざりしゆへに、壹人もあきれざるもの更になし、

〔蝦夷實地檢考錄〕箱館

箱館、古名ウシヨムケモシリといふ、地名考にウシヨロと同語とし、灣也と解は牽強なるべし、按に海潮受にて、ウケをムケといふは通音也、方言モは又の義、シリは地角の義、モシリハ俗語飛鳥といふが如し、抑此地往古は磐石の火山にて、煨燼したる處なれば、山中燒塙皆燻灼の痕みゆ、知内嶺の奥にも火山の痕殘れり、惠山駒嶽と必火脈を通せしなるべし、其大に燒出たる時より、海をも填て地容一變して、其以來いよ／＼壤土も擴まれるか、往古は蟹戸のみ住けらし、文安二年乙丑、龜田郷の領主河野加賀守政通、城を此地に築て移る、其時土を穿て筐筥を得たり、其中鐵器有しとぞ、箱館の名は是より創れり、河野は藤原氏從五位上尾張守某の胤といふ、河野の族は越智氏なるべき、藤原なるか未詳ならず、政通初龜田郷を領し、後箱館に徙る、長祿元年丁丑五月、大に蝦夷と戰